

正誤情報

このたびは森北出版株式会社発行の書籍をお買い求めいただき、誠にありがとうございました。下記の書籍につきまして誤りのある箇所がございましたので、お詫びし訂正させていただきます。

2015年2月20日 森北出版株式会社 生産マネジメント部

タイトル

ポイントで学ぶ建築環境・設備学読本[第3版]

正誤対象

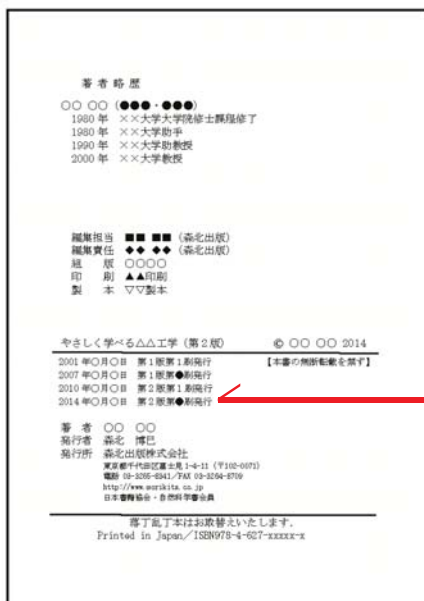
お手持ちの書籍の刷数をお調べのうえ、下の表をご覧ください。正誤表内の一番左に「対応刷数」という列がございます。該当する刷数の訂正情報をご参照下さい。

なお、刷数につきましては下記「刷数の調べ方」をご参照ください。

お持ちの本の刷数	
1-2 刷	対応刷数 2 をご参照ください
それ以降	現在把握している訂正情報はございません

刷数の調べ方

本の一番後ろのページ(広告等除く)に下図のようなページがございます。ご参照いただき、お持ちの本の刷数をお調べください。



日付の最も新しい行に記載された数字がお持ちの本の刷数となります

対応 刷数	頁	行数, 図・ 表・式番号	誤	正																																																																																																								
2	81	表 7.2	右の表に変更	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 一般細菌</td><td>1mLの検水で形成される集落数が100以下であること</td></tr> <tr><td>2 大腸菌</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>3 カドミウム及びその化合物</td><td>カドミウムの量に関して,0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>4 水銀及びその化合物</td><td>水銀の量に関して,0.005mg/L以下</td></tr> <tr><td>5 セレン及びその化合物</td><td>セレンの量に関して,0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>6 鉛及びその化合物</td><td>鉛の量に関して,0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>7 ヒ素及びその化合物</td><td>ヒ素の量に関して,0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>8 六価クロム化合物</td><td>六価クロムの量に関して,0.05mg/L以下</td></tr> <tr><td>9 シアン化物イオン及び塩化シアン</td><td>シアンの量に関して,0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素</td><td>10mg/L以下</td></tr> <tr><td>11 フッ素及びその化合物</td><td>フッ素の量に関して,0.5mg/L以下</td></tr> <tr><td>12 ホウ素及びその化合物</td><td>ホウ素の量に関して,1.0mg/L以下</td></tr> <tr><td>13 四塩化炭素</td><td>0.002mg/L以下</td></tr> <tr><td>14 1,4-ジオキサン</td><td>0.05mg/L以下</td></tr> <tr><td>15 1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.02mg/L以下</td></tr> <tr><td>16 シス1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.04mg/L以下</td></tr> <tr><td>17 ジクロロメタン</td><td>0.02mg/L以下</td></tr> <tr><td>18 テトラクロロエチレン</td><td>0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>19 トリクロロエチレン</td><td>0.03mg/L以下</td></tr> <tr><td>20 ベンゼン</td><td>0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>21 塩素酸</td><td>0.6mg/L以下</td></tr> <tr><td>22 クロロ酢酸</td><td>0.02mg/L以下</td></tr> <tr><td>23 クロロホルム</td><td>0.06mg/L以下</td></tr> <tr><td>24 ジクロロ酢酸</td><td>0.04mg/L以下</td></tr> <tr><td>25 ジブロモクロロメタン</td><td>0.1mg/L以下</td></tr> <tr><td>26 臭素酸</td><td>0.01mg/L以下</td></tr> <tr><td>27 総トリハロメタン</td><td>0.1mg/L以下</td></tr> <tr><td>28 トリクロロ酢酸</td><td>0.2mg/L以下</td></tr> <tr><td>29 ブロモジクロロメタン</td><td>0.03mg/L以下</td></tr> <tr><td>30 ブロモホルム</td><td>0.09mg/L以下</td></tr> <tr><td>31 ホルムアルデヒド</td><td>0.08mg/L以下</td></tr> <tr><td>32 亜鉛及びその化合物</td><td>亜鉛の量に関して,1.0mg/L以下</td></tr> <tr><td>33 アルミニウム及びその化合物</td><td>アルミニウムの量に関して,0.2mg/L以下</td></tr> <tr><td>34 鉄及びその化合物</td><td>鉄の量に関して,0.3mg/L以下</td></tr> <tr><td>35 銅及びその化合物</td><td>銅の量に関して,1.0mg/L以下</td></tr> <tr><td>36 ナトリウム及びその化合物</td><td>ナトリウムの量に関して,200mg/L以下</td></tr> <tr><td>37 マンガン及びその化合物</td><td>マンガンの量に関して,0.05mg/L以下</td></tr> <tr><td>38 塩化物イオン</td><td>200mg/L以下</td></tr> <tr><td>39 カルシウム,マグネシウム等(硬度)</td><td>300mg/L以下</td></tr> <tr><td>40 菌室残留物</td><td>500mg/L以下</td></tr> <tr><td>41 陰イオン界面活性剤</td><td>0.2mg/L以下</td></tr> <tr><td>42 ジェオスミン</td><td>0.0001mg/L以下</td></tr> <tr><td>43 シメチルイノボルネオール</td><td>0.0001mg/L以下</td></tr> <tr><td>44 非イオン界面活性剤</td><td>0.02mg/L以下</td></tr> <tr><td>45 フェノール類</td><td>フェノールの量に換算して,0.005mg/L以下</td></tr> <tr><td>46 有機物</td><td>5mg/L以下</td></tr> <tr><td>47 pH値</td><td>5.8以上8.6以下</td></tr> <tr><td>48 味</td><td>異常でないこと</td></tr> <tr><td>49 臭気</td><td>異常でないこと</td></tr> <tr><td>50 色度</td><td>5度以下</td></tr> <tr><td>51 濁度</td><td>2度以下</td></tr> </tbody> </table>	基準項目	基準	1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	2 大腸菌	検出されないこと	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して,0.01mg/L以下	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して,0.005mg/L以下	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して,0.01mg/L以下	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して,0.01mg/L以下	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して,0.01mg/L以下	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して,0.05mg/L以下	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して,0.01mg/L以下	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して,0.5mg/L以下	12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して,1.0mg/L以下	13 四塩化炭素	0.002mg/L以下	14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	15 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	16 シス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	19 トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	21 塩素酸	0.6mg/L以下	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	23 クロロホルム	0.06mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	26 臭素酸	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して,1.0mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して,0.2mg/L以下	34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して,0.3mg/L以下	35 銅及びその化合物	銅の量に関して,1.0mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して,200mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して,0.05mg/L以下	38 塩化物イオン	200mg/L以下	39 カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	40 菌室残留物	500mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下	43 シメチルイノボルネオール	0.0001mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	45 フェノール類	フェノールの量に換算して,0.005mg/L以下	46 有機物	5mg/L以下	47 pH値	5.8以上8.6以下	48 味	異常でないこと	49 臭気	異常でないこと	50 色度	5度以下	51 濁度	2度以下
基準項目	基準																																																																																																											
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること																																																																																																											
2 大腸菌	検出されないこと																																																																																																											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して,0.01mg/L以下																																																																																																											
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して,0.005mg/L以下																																																																																																											
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して,0.01mg/L以下																																																																																																											
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して,0.01mg/L以下																																																																																																											
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して,0.01mg/L以下																																																																																																											
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して,0.05mg/L以下																																																																																																											
9 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して,0.01mg/L以下																																																																																																											
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下																																																																																																											
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して,0.5mg/L以下																																																																																																											
12 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して,1.0mg/L以下																																																																																																											
13 四塩化炭素	0.002mg/L以下																																																																																																											
14 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下																																																																																																											
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下																																																																																																											
16 シス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下																																																																																																											
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下																																																																																																											
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下																																																																																																											
19 トリクロロエチレン	0.03mg/L以下																																																																																																											
20 ベンゼン	0.01mg/L以下																																																																																																											
21 塩素酸	0.6mg/L以下																																																																																																											
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下																																																																																																											
23 クロロホルム	0.06mg/L以下																																																																																																											
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下																																																																																																											
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下																																																																																																											
26 臭素酸	0.01mg/L以下																																																																																																											
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下																																																																																																											
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下																																																																																																											
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下																																																																																																											
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下																																																																																																											
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下																																																																																																											
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して,1.0mg/L以下																																																																																																											
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して,0.2mg/L以下																																																																																																											
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して,0.3mg/L以下																																																																																																											
35 銅及びその化合物	銅の量に関して,1.0mg/L以下																																																																																																											
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して,200mg/L以下																																																																																																											
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して,0.05mg/L以下																																																																																																											
38 塩化物イオン	200mg/L以下																																																																																																											
39 カルシウム,マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下																																																																																																											
40 菌室残留物	500mg/L以下																																																																																																											
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下																																																																																																											
42 ジェオスミン	0.0001mg/L以下																																																																																																											
43 シメチルイノボルネオール	0.0001mg/L以下																																																																																																											
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下																																																																																																											
45 フェノール類	フェノールの量に換算して,0.005mg/L以下																																																																																																											
46 有機物	5mg/L以下																																																																																																											
47 pH値	5.8以上8.6以下																																																																																																											
48 味	異常でないこと																																																																																																											
49 臭気	異常でないこと																																																																																																											
50 色度	5度以下																																																																																																											
51 濁度	2度以下																																																																																																											

2 118 3~14行目

(3) 省エネルギー基準

通称、省エネルギー法では、建築物の設計段階において、省エネルギー性能の評価基準を示している。

① エネルギー消費係数 CEC (Coefficient of Energy Consumption)

空調 (AC)、換気 (V)、照明 (L)、給湯 (HW)、エレベーター (EV) の5種類のエネルギーの消費係数が示されており、値が小さいほど、延べ床面積当たりのエネルギー消費量は小さい。空調のエネルギー消費の判断基準に基づき値が用いられる。

$$CEC = \frac{\text{年間のエネルギー消費量}}{\text{年間の仮想空調負荷}}$$

② 年間係数 PAL (Perimeter Annual Load)

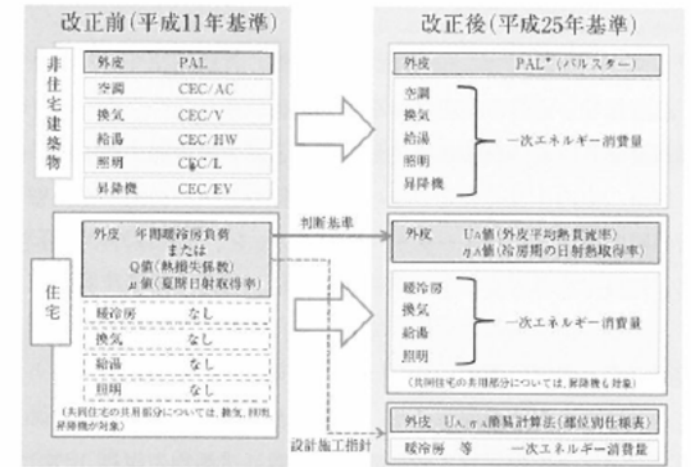
建築物外周部の熱的性能を評価する指標で、外壁や窓などを通じての熱損失防止の判断基準値が示されている。

$$PAL = \frac{\text{ペリメーターゾーンの年間熱負荷}}{\text{ペリメーターゾーンの床面積}} \quad [\text{MJ}/(\text{m}^2 \cdot \text{年})]$$

$$PAL \leq (\text{判定基準値}) \times \text{規模補正係数}(1.0 \sim 2.4)$$

(3) 省エネルギー基準

省エネルギー基準は、平成27年1月から完全に施行されることとなった。



平成11年基準と平成25年基準の省エネルギー基準との相違